

◎緑被率誘導表（基準） ※金沢市景観計画第2章 2-11 より抜粋

景観形成区域において斜面緑地保全区域と重なる区域では、前述した区域毎の基準で確保すべき緑被率について、次の【緑被率誘導表】に基づくものとします。

【緑被率誘導表】

種別		緑被率	備考
A	風致地区 (第1種該当地)	50%以上	(建ぺい率 20%)
B	風致地区 (第2種～5種該当地)	30%以上	(建ぺい率 40%)
C	A・B以外の区域	20%以上 商業系用途地域は 10%以上	

※緑被率＝緑地面積／敷地面積×100%

※「金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」第3条又は「金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」第3条に規定する建築物の適用を受けたことにより、緑被率の確保が困難となった場合に限り、上表の規定は適用せず、歴史的風致の維持向上に配慮して可能な限り敷地内の緑化に努めるものとする。